

業務監査報告書

(自 平成 19年 1月 1日
至 平成 19年 12月 31日)

財団法人 自動車リサイクル促進センター

Deloitte.

トーマツ

監査法人トーマツ
東京事務所
〒108-8530
東京都港区芝浦四丁目13番23号
MS芝浦ビル
Tel: (03)3457 7321
Fax: (03)3457 1694
www.tohmatsu.co.jp

平成20年4月23日

財団法人 自動車リサイクル促進センター

理事長 郡 篤 孝 殿

監査法人 トーマツ

社員 公認会計士 故 井 俊 樹



当監査法人は、貴法人よりご依頼のありました使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第92条に定める資金管理業務を行う法人（以下「資金管理センター」という。）の業務及び法第105条に定める再資源化等業務を行う法人（以下「再資源化支援部」という。）の法第98条に定める特定再資源化預託金等の出えんを受けて行う法第106条第3号及び4号の業務（以下「第3号及び4号業務」という。）並びに法第114条に定める情報管理業務を行う法人（以下「情報管理部」という。）の業務監査を実施いたしましたので、以下の通りご報告申し上げます。

本報告書は、貴法人の内規に定める監査法人による業務監査を実施し、その業務監査結果について当監査法人により作成されたものであります。本報告書作成のための調査は、当監査法人が貴法人との打合せの結果合意された調査依頼事項について調査手続を実施したものであり、財務諸表監査の意見表明を前提とした通常実施すべき監査手続を実施したものではありません。

この報告書は調査項目に関しての調査結果を明らかにすることを目的としたものであり、会計処理及び管理制度等の信頼性を保証する目的ではないことを念のためお断り申し上げます。

また、本報告書は、貴法人の内部管理に役立てることを目的として作成されたものであり、当監査法人の了解なしに、他の目的に利用されないものと理解しております。

今回の業務監査に当たり、関係部署各位のご協力を得ましたことを改めてお礼申し上げます。

目 次

I. 業務監査の概要	1
1. 業務監査実施概要	1
(1) 業務監査の目的	1
(2) 業務監査の範囲及び方法	1
2. 業務監査の対象	1
3. 業務監査の方法	1
4. 業務監査の要点	2
5. 業務監査の対象期間	2
6. 業務監査の実施期間	2
II. 調査結果	3
(1) 預託金等（リサイクル料金）の収受業務の調査	3
(2) 支 払	10
(3) 資金運用の調査	19
(4) 資金管理法人（資金管理センター）の一般管理に係る調査	21
(5) 再資源化支援部の調査	23
(6) 情報管理部の調査	24

I. 業務監査の概要

1. 業務監査実施概要

(1) 業務監査の目的

この調査は資金管理センターの業務及び再資源化支援部の第3号及び4号業務並びに情報管理部の業務について合意された手続に基づく業務監査を実施することを目的としている。

本報告書作成のための業務監査は、当監査法人が貴法人との打合せの結果合意された調査依頼事項について手続を実施したものであり、財務諸表に対する監査意見の表明を前提とした通常実施すべき監査手続を実施したものではない。

(2) 業務監査の範囲及び方法

資金管理センターでの収受・運用・支払業務及び一般管理等及び再資源化支援部での第3号及び4号業務並びに情報管理部の業務について、業務監査の各対象期間の業務監査実施日現在における状況を把握するため、関連部署に対してヒアリングを行うとともに、入手・閲覧が可能な範囲で関連する資料を査閲した。

2. 業務監査の対象

財団法人自動車リサイクル促進センター（以下「JARC」という。）における資金管理センター及び再資源化支援部並びに情報管理部

なお、資金管理センターにおいて使用されているリサイクルシステム等のコンピュータシステムは調査対象外であり、また、資金管理センターの業務の一部を行っているコンタクトセンターも調査対象外である。

3. 業務監査の方法

予め貴法人と当監査法人とで合意された手続により実施する。

なお、資金管理センターからの指示により、合意された手続を実施するに際しては、調査対象外とされたリサイクルシステム等のコンピュータシステムから出力された帳票は正しいものとして手続を行なっている。また、調査対象外とされたコンタクトセンターにおける業務は適切に実施されていることを前提としている。

4. 業務監査の要点

- (ア) 資金管理センターは法令、寄付行為及び財団内の諸規程を遵守した業務を行っているか。
- (イ) 法第73条第1項から第4項までの規定により預託された再資源化等預託金及び情報管理預託金（以下「預託金等」という。）及び同条第6項に規定の預託金等の管理に関する料金（以下「資金管理料金」という。）の収受・運用・支払等の業務が適正に行われているか。（以下「預託金等」と「資金管理料金」を合わせて「リサイクル料金」という。）
- (ウ) 再資源化支援部が行う第3号及び4号業務が適正に行われているか。
- (エ) 情報管理部が出えんをうけた特定再資源化預託金等の計上・支払が適切に行われているか。

5. 業務監査の対象期間

平成19年1月1日から平成19年12月31日

6. 業務監査の実施期間

平成19年11月5日から平成20年4月14日

II. 調査結果

(1) 預託金等（リサイクル料金）の収受業務の調査

<預託金の収受>

- ① リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの検証

<手 続>

【自動車メーカー・インポーター経由】

- 平成19年1月から12月のリサイクル料金の入金について入金額を、メーカー徴収入金確定情報、預金明細表とサンプルについて照合する。
- 1ヶ月の入金累計と仕訳票（帳票サマリー）とを照合する。
- 期限までに入金していないものについて、自動車メーカー・インポーターへの督促が行われていることをサンプルについて確かめる。
- 入金額に違算が生じた場合、自動車メーカー・インポーター等への照会が業務マニュアル（再資源化預託金等・資金管理料金の入金管理マニュアル）に準拠して行われていることをサンプルについて確かめる。

【新車時預託（並行輸入）】

- 平成19年1月から12月のリサイクル料金の入金について会計伝票、郵便振替受払通知書、入金明細情報をサンプルについて照合する。
- 平成19年1月から12月の期間における入金額を会計伝票、郵便振替受払通知書、仕訳票（帳票サマリー）と照合する。

【口座引落徴収（継続検査時預託・引取時預託）】

- 平成19年1月から12月のリサイクル料金の入金について会計伝票、預金明細表、入金明細情報、収納代行業者からのお振込通知をサンプルについて照合する。
- 預託金の入金額が仕訳票（帳票サマリー）と一致していることを確かめる。
- 預託金の入金額と仕訳票に不一致が生じている場合、差異の原因が把握されていることを確かめる。
- 差異が生じた取引について、後日の入金まで個別消しこみされていることをサンプルについて確かめる。

【コンビニ徴収・S P C（継続検査時預託・引取時預託）】

- 平成19年1月から12月のリサイクル料金の入金について会計伝票、預金明細表、入金予定情報をサンプルについて照合する。

- ・ 預託金の入金額が仕訳票（帳票サマリー）と一致していることを確かめる。
- ・ 預託金の入金額と仕訳票に不一致が生じている場合、差異の原因が把握されていることを確かめる。
- ・ 差異が生じた取引について、後日の入金まで個別消しこみされていることをサンプルについて確かめる。

【コンビニ徵収・セブンイレブン（継続検査時預託・引取時預託）】

- ・ 平成19年1月から12月のリサイクル料金の入金について会計伝票、預金明細表、入金予定情報とサンプルについて照合する。
- ・ 預託金の入金額が仕訳票（帳票サマリー）と一致していることを確かめる。
- ・ 預託金の入金額と仕訳票に不一致が生じている場合、差異の原因が把握されていることを確かめる。
- ・ 差異が生じた取引について、後日の入金まで個別消しこみされていることをサンプルについて確かめる。

【郵便局徵収（継続検査時預託・引取時預託）】

- ・ 平成19年1月から12月の期間における入金額を会計伝票、「郵便振替受払通知票」、入金明細情報とサンプルについて照合する。
- ・ 預託金の入金額が仕訳票（帳票サマリー）と一致していることを確かめる。
- ・ 預託金の入金額と仕訳票に不一致が生じている場合、差異の原因が把握されていることを確かめる。
- ・ 差異が生じた取引について、後日の入金まで個別消しこみされていることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

【自動車メーカー・インポーター経由】

- ・ リサイクル料金の入金について、仕訳票（帳票サマリー）の入金予定額合計とメーカー徵收入金明細のリサイクル料金の合計金額と12件のサンプルについて照合した。1月、3月、6月、9月については、双方の金額が一致しなかった。
- ・ 12件のサンプルについて、メーカー徵收入金明細の入金額合計と預金明細表の入金額とを照合した。入金額に違算が生じていたものが1件あった。
- ・ 期限までに入金されていないものについては督促が行われていることを、2件のサンプルについて確かめた。
- ・ 上記の照合の結果、入金額に違算が生じていた1件については、業務マニュアルに準拠して、自動車メーカーへの照会が行われていることを確かめた。

【新車時預託(並行輸入)】

- リサイクル料金の入金について、会計伝票（振替伝票）・郵便振替受払通知書・入金明細情報を5件のサンプルについて照合した結果、一致した。
- 入金額について、会計伝票（振替伝票）・郵便振替受払通知書・仕訳票（帳票サマリー）にて、5件のサンプルについて照合した結果、一致した。

【口座引落徴収（継続検査時預託・引取時預託）】

- リサイクル料金の入金について、会計伝票、預金明細表、入金明細情報、収納代行業者からのお振込通知を9件のサンプルについて照合した結果、一致した。
- 預託金の入金額と仕訳票（帳票サマリー）は直接一致はしなかった。口座徴収の残高が不足している場合振替が行われないなど、不一致となる要因がある。このため、「JCB振替表」を作成し、両者の整合性を確かめている。
- 外部委託先でリサイクルシステムの入金予定情報とJCBからの入金情報を個別に消しこみ、毎月末の未収入金残高を把握している。これと会計帳簿（総勘定元帳）の未収入金残高を比較し、両者に差異がないことを確かめていると説明を受けた。
- 外部委託先が把握した未収入金残高と会計帳簿の未収入金残高は、平成19年3月末時点で、320,200円の差異があり原因は不明となっている。これを除くと、4月以降の各月では、10円以内の差異となっている。

【コンビニ徴収・SPC】

- リサイクル料金の入金について、会計伝票（振替伝票）・預金取引明細表・入金予定情報を9件のサンプルについて照合した結果、一致した。
- 預託金の入金額について、「SPC集計表」（入金予定額）にて金額の推移を把握して、NTTコムウェアからの入金額と照合し、入金予定額と入金額との差額（入金手数料等、印紙税相当額）をSmart Pit精算書（NTTコムウェア）と照合した。
- 預託金の入金額と仕訳票（帳票サマリー）は一致しなかった。これは、SPCのシステムに預託の概念がないため、一定時点の残高での照合が困難となっている。このため、業務グループでは、4月以降のデータについて車台番号によりリサイクルシステムの入金状況とSPCの入金情報を照合し、一致を確かめている。（ただし、未収入金の残高は把握できない。）
- 仕訳票データとSPC収納データとの間に、4月、5月、6月、9月、10月、12月について差異が生じていたが、原因是把握されていた。
- 差異理由によると、データ上の不整合（再送信、個別取消等）により生じたものであり、未入金によるものではない。

【コンビニ徴収・セブンイレブン】

- リサイクル料金の入金について、会計伝票（振替伝票）・預金取引明細表・入金予定情報を12件のサンプルについて照合した結果、一致した。

- ・ 預託金の入金額は、仕訳票（帳票サマリー）と一致しなかった。これは、セブンイレブンからの入金が5日ごとであるため、月次では一致しない。このため、業務グループでは、4月以降のデータについて車台番号によりリサイクルシステムの入金状況とセブンイレブンの入金情報を照合し、一致を確かめている。（ただし、未収入金の残高は把握できない。）
- ・ 仕訳票データとセブンイレブン入金情報との間に、5月、6月、7月、8月について差異が生じていたが、原因は把握されていた。
- ・ 差異理由によると、データ上の不整合（再送信、個別取消等）により生じたものであり、未入金によるものではない。

【郵便局徴収（継続検査時預託・引取時預託）】

- ・ リサイクル料金の入金について、郵便局徴収の日々の收支報告の入金予定額と郵便振替受払通知票を12件のサンプルについて照合した結果、全て一致していた。
- ・ 上記12件のサンプルについて、收支報告と入金、預託金、手数料及び仮受金（資金管理料金相当）の計上額を仕訳伝票と照合した結果、全て一致していた。
- ・ 12件のサンプルについて、各月の仕訳票（郵便局徴収・帳票サマリー）の入金予定額と收支報告の入金予定額合計額（取消等考慮後）を照合した結果、全て一致していた。

② 引落不能管理、リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの検証

<手 続>

- ・ 収納代行業者において引落不可となった情報が、未収金管理表に基づきオリコ及び日本債権回収へメール等により伝達されていることをサンプルについて確かめる。
- ・ 督促により入金があった場合、郵便振込みについてはオリコ入金消込表と払込取扱票を照合する。コンビニ入金についてはオリコ入金消込表と集金代行振込通知書（コンビニ用）を照合する。
- ・ 入金がない場合、未入金一覧リストを管理しているかをサンプルについて確かめる。
- ・ 引き落し不能が発生した場合、リサイクルシステムの預託機能の利用停止措置がとられていることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- ・ 収納代行業者において引落不可となった情報を基に未収金管理表が作成され、それをオリコ及び日本債権回収へメール等により伝達されていることを、メールのコピー等により4件のサンプルについて確認した。
- ・ 督促により入金があった場合に、オリコ入金消込表と郵便振替受払通知書・集金代行振込通知書により照合されていることを4件のサンプルについて確認した。
- ・ 入金がない場合には、未入金一覧リストにて管理されていることを4件のサンプルについて確認した。
- ・ 引落し不能が発生した場合、J A R Cが自動車再資源化協力機構に自動車リサイクルシステム預託業務停止処理依頼書をメールにて送り、預託業務（預託申請・リサイクル券発行）の停止が完了したらメールにて完了報告書が送られているのを4件のサンプルについて確認した。

(3) リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの検証

【自治体】

<手続>

- ・ 申込者（自治体）について放棄車両預託確認・申請書が入手されていることをサンプルについて確かめる。
- ・ コンタクトセンターが、申込者からの預託申請後、申し込みデータを登録し預託可能連絡書を発行し申込のあった自治体へ遅滞なく（受付日から4日前後で）送付していることを、資金管理センターがモニターし、必要に応じて指導する等により管理・監督していることをサンプルについて確かめる。
- ・ 自治体からの申請後2ヶ月以内に入金がなされていることをサンプルについて確かめる。
- ・ 預託申請額と入金額に不一致が生じたものについて、督促が行われていることを確かめる。
- ・ 期限までに入金のない場合に当該自治体へ督促が行われていることをサンプルについて確かめる。
- ・ 未収入金の管理が行われていることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- ・自治体入金管理表V1における各月の預託から1件ずつサンプルを抽出し、引取可能連絡書、払込票（又は振込依頼書）のチェック及び入金確認を行った。
- ・上記のうち、2月、9月、10月、11月分のサンプルについて、自治体からの放置車両預託確認・申請書が入手されていることを確かめた。
- ・資金管理センターによるコンタクトセンターのモニター状況については、<コンタクトセンターの管理>参照。
- ・上記のサンプル全件について、申請から2ヶ月以内に入金されていた。
- ・サンプル中には、預託申請額と入金額に不一致が生じたものはなかった。
- ・申請から2ヶ月を超過した場合に電話等による督促が行われ、その結果が自治体入金管理表V1の備考欄に記載されていることを確かめた。一部記入漏れはあったが、質問したところでは内容は把握されており、長期に放置されたものはなかった。
- ・未収入金の管理は、自治体入金管理表V1により行われている。各月の未収入金の計上と入金について、総勘定元帳と自治体入金管理表V1は整合しており、未収入金の管理上、特に問題は見受けられなかった。

【防衛庁】

<手 続>

- ・防衛省との契約が行われていることをサンプルについて確かめる。
- ・防衛省から契約書受領後2ヶ月以内に入金していることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- ・防衛省廃棄車両リストから申請日が平成19年1月から12月のものについて、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊から各2件サンプルを抽出し、確認した結果、いずれも契約書あるいは発注書を受領していた。
- ・上記については、契約書受領後入金までは2ヶ月以内に入金していた。

④ フロン券の移管処理

- ・資金管理センターから事務統括部への預託金の請求がフロン券移管に伴う預託金請求書に基づき行われていることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- ・ フロン券移管に伴う預託金請求書の各月の全件について、資金管理センターから事務統括部への預託金の請求がフロン券移管に伴う預託金請求書に基づき行われていることを確認した。

<預託申請取消>

(5) 預託申請取消案件の適正処理（事業者による取消）

<手 続>

- ・ 郵便振替による預託金の取消しについて、リサイクルシステムから郵便局徴収返金対象金額情報と返金のための郵便振替払出書（自動払出預入用）が出力され、会計伝票と共に管理者が承認していることをサンプルについて確かめる。
- ・ 郵便局経由での返金について、管理者による承認が行われていることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- ・ 郵便振替払出書が出力されていることを確認し、管理者により返金対象金額情報および会計伝票の承認が行われていることを確認した。
- ・ 郵便局徴収預託金返金ファイルについて管理者による承認が行われていることを確認した。

(6) 誤預託に伴う預託申請取消案件の適正処理

<手 続>

- ・ 誤預託に伴う預託取消について、次の所定の手続に従い処理されていることをサンプルについて確かめる。
 - ・ 申請者からの申請書及びその添付書類の内容確認
 - ・ システムの取り消し手続
 - ・ 管理者の承認手続
- ・ 預託返金が次の所定の手続に従い管理者の承認に基づき出金処理されていることをサンプルについて確かめる。
 - ・ 経理へ返金処理依頼
 - ・ 管理票のステータス変更手続

- ・ 管理者の承認手続き
- ・ 送金手続き
- ・ 預託取消の受付から返金までの期間が合理的な期間内（預託取消の承認月の翌月末日以内）であることを、リサイクル料金返金管理表またはS P C二重支払返金管理表により、サンプルについて確かめる。

<調査結果>

- ・ 誤預託に伴う預託申請取消案件の4件のサンプルについて、申請者からの申請書を返金額等精算請求書にて確認し、リサイクル料金訂正リスト兼返金申請リストにてシステムの取消手続きを確認した。
- ・ 4件のサンプルについて預託返金が所定の手続きに従い、経理への返金処理依頼が作成されていること、振込明細データが作成され、管理者の承認手続きがなされていること、出金処理されていることを確かめた。
- ・ 預託取消の受付から返金までの期間が合理的な期間内（預託取消の承認月の翌月末日以内）であることを、4件のサンプルについて確認した。

(2) 支 払

<車検場団体への委託手数料の支払い状況>

① 委託した業務内容に応じた手数料の支払い、期限内の支払い等の業務プロセスの検証

<手 続>

- ・ 車検場団体への委託手数料（リサイクル券代行発行手数料、専用端末設置関連費、預託済押印費等）の支払いが、証憑（仕訳票（委託手数料・帳票サマリー））に基づいて行われていることをサンプルについて確かめる。
- ・ 支払いについて、管理者の承認があることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- ・ 2月、5月、8月及び11月の車検場団体への委託手数料について、リサイクルシステムから出力される仕訳票（委託手数料・帳票サマリー）のリサイクル券代行発行手数料、専用端末設置関連費及び預託済押印費の金額が、委託手数料明細情報のリサイクル券代行発行手数料、専用端末設置関連費及び預託済押印費のそれぞれの合計金額と一致していることを確かめた。さらに、上記の各月の支払合計額及び各月から1件ずつ抽出した個別の車検場への支払について、振込明細データとの照合を行い、リサイクル券代行発行手数料、専

用端末設置関連費及び預託済押印費の合計額が支払われていることを確かめた。

- サンプルで抽出した支払いのすべてについて、振込明細データに部長の承認印が押印されていることを確かめた。

<リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し>

② エビデンスとの整合性を含めた業務プロセスの検証

<手 続>

- 再資源化等預託金の払渡が自動車リサイクルシステム（以下「システム」）から出力される払渡通知書及び自動車再資源化協力機構からの請求書に基づいて資金管理センターから自動車製造業者等へなされていることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- 2月、5月、8月及び11月の再資源化等預託金の払渡について、リサイクルシステムから出力される仕訳票（再資源化預託金等払渡：月次・帳票サマリー）とリサイクルシステムの画面印刷である再資源化料金払渡>払渡予定等登録>一覧、再資源化料金払渡>払渡予定等登録>結果及び再資源化料金払渡>払渡予定等承認>結果の金額が一致していることを確かめた。さらに、リサイクルシステムの画面印刷である再資源化料金払渡>払渡予定等登録>一覧から各月1件ずつサンプルを抽出し、再資源化料金払渡>払渡予定等登録>一覧、再資源化等預託金の払渡し金額通知書、再資源化等預託金の払渡し金額請求書及び振込明細データと一致していることを確かめた。
- サンプルで抽出した支払いのすべてについて、振込明細データに部長の承認印が押印されていることを確かめた。

<情報管理料金の情報管理部への払渡し>

③ エビデンスとの整合性を含めた業務プロセスの検証

<手 続>

- 情報管理料金の払渡がシステムから出力される払渡通知書及び情報管理部からの請求書に基づいて資金管理センターから情報管理部へなされていることをサンプルについて確かめる。
- システムからの出力帳票を修正した金額が請求された場合は、その理由が把握され承認を受けていることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- 2月、5月、8月及び12月の情報管理料金の払渡について、リサイクルシステムの画面印刷である情報管理料金払渡>払渡状況確認>一覧と情報管理料金払渡>払渡対象抽出・承認>完了との金額の一致を確かめた。
- 情報管理料金払渡>払渡対象抽出・承認>完了と情報管理料金の払渡し請求書、情報管理料金の払渡し通知書及び振込明細データとの金額の一致を確かめた。
- サンプルで抽出した支払いのすべてについて、振込明細データに部長の承認印が押印されていることを確かめた。
- 担当者へのヒアリングにより、業務監査の対象期間内において、システムからの出力帳票を修正した金額が請求されたことはないということを確かめた。

<特定再資源化預託金等の出えん>

④ 特定再資源化預託金等の出えん業務プロセスの検証

<手 続>

- 特定再資源化預託金等の発生状況を把握し関連部署へ連絡していることをサンプルについて確かめる。
- 特定再資源化預託金等の出えんが、以下の所定の手続により行われていることをサンプルについて確かめる。
 - ・ 離島対策等支援事業（再資源化支援部）及び情報管理業務（情報管理部）について、離島対策等検討会、資金管理業務諮問委員会、理事会、評議員会での審議等を経て主務大臣の承認
 - ・ 出えん金額等の通知と資金の指定口座への送金

<調査結果>

- 特定再資源化預託金等の発生状況について、資金管理センター財務計画チームから情報管理部及び再資源化支援部へメールにより連絡していることを、2月分（1月末時点残高）、5月分（4月末時点残高）、8月分（7月末時点残高）及び12月分（11月末時点残高）の「特定再資源化預託金等の発生状況」を閲覧することにより確かめた。
- 離島対策等支援事業（再資源化支援部）に係る出えんについては、19年度は行われていない。
- 情報管理業務（情報管理部）に係る出えんについては、資金管理業務諮問委員会、理事会及び評議員会の議事録を閲覧し、審議が行われていることを確かめた。また、特定再資

源化預託金等の出えんの承認申請書の提出についての稟議書に理事長決裁があることを確認した。

- 上記の承認申請書が経済産業大臣及び環境大臣に提出され、大臣承認が行われていることを「特定再資源化預託金等の出えんの承認について」を閲覧することによって確認した。
- 経済産業大臣及び環境大臣により承認された出えんについて、資金管理センターから情報管理部へ出えん通知書が送付されており、さらにこの出えん通知書の出えん金額の総額が「特定再資源化預託金等の出えんの承認について」に記載されている出えん金額に一致していることを確認した。
- 払戻請求書及び振込依頼書を閲覧することにより、資金管理センターから情報管理部への資金移動が、部長承認のもと行われていることを確かめた。

<資金管理料金からの支出金額及び支出先の妥当性>

⑤ 業務プロセスの検証

<手 続>

- 資金管理料金特別会計において二重払い、支払漏れを防止する仕組みが構築されていることを確かめる。
- 他法人（指定法人を含む）との次の共通費用が関係者（法人間調整会議）で合意された基準で按分されて支払われていることを下記の費用について確かめる。
 - 外部ネットワーク運営費
 - システム・改修保守費用
 - データセンター運営費

<調査結果>

- 担当者に対する質問により、二重払いを防止するため、支払い処理済みの請求書については処理済印を押印しており、支払い漏れを防止するために「請求書管理表」を作成し、支払い処理の網羅性について確認しているとの回答を得た。また、2月末支払い分、5月末支払い分、8月末支払い分及び11月末支払い分の請求書の綴りをレビューし、請求管理表が作成されていること、請求管理表の合計額と振込明細データの金額が一致していることを確かめた。
- 上記の共通費用に係る平成19年度の按分率に関しては、平成18年10月20日付けの法人間調整会議において決定されていることを、議事録の閲覧により確かめた。なお、シス

ム・改修保守費用及びデータセンター運営費の按分率は平成17年10月1日～平成18年9月30日までの実績を根拠としていた。また、外部ネットワーク運営費については、平成18年10月17日付け日本IBM株式会社「フロン削除に関するご説明資料」を根拠としていた。

- 2月支払い分、5月支払い分については平成18年度の按分率によっていた。また、8月支払い分及び11月支払い分について、平成19年度の按分率によっていることを確かめた。

<費用配分>

⑥ 新車時預託・継続時預託・引取時預託の費用按分

<手 続>

- 資金管理料金の下記の費用について、新車時預託・継続時預託・引取時預託の費用按分が件数実績に基づいて行われていることを確かめる。
 - 徴収方法別のリサイクル料金収納手数料
 - JCB利用明細・再振替案内状作成送付費用
 - リサイクル券専用用紙作成・送付費用
 - 登録情報等取得費

<調査結果>

- 徴収方法別のリサイクル料金収納手数料について、表計算ソフトのエクセルで作成している事業費一リサイクル料金等収納手数料振替2月分、5月分、8月分及び11月分より、新車時預託・継続時預託・引取時預託の費用按分基準が預託件数と引取件数の比率で行われていることを確かめた。

郵便局徴収の継続件数及び引取件数が、リサイクルシステムから作成された各月の郵便局徴収日別明細情報の車検引取別集計の件数と一致していることを確かめた。

セブンイレブン徴収（課税、非課税）の継続件数、引取件数及び新規登録件数がリサイクルシステムから作成された各月のセブンイレブン徴収明細情報の件数とそれ一致していることを確かめた。

SPC徴収（課税、非課税）の継続件数、引取件数及び新規登録件数がリサイクルシステムから作成された各月のSPC徴収明細情報の件数とそれ一致していることを確かめた。

- JCB利用明細・再振替案内状作成送付費用について、表計算ソフトのエクセルで作成している2月14日請求分（2月支払い）、4月24日請求分（5月支払い）、8月8日請求分（8月支払い）及び12月5日請求分（12月支払い）に係るJCBご利用代金明細書・再振替案内状作成発送費 請求書 収納代行手数料 按分資料より、継続時預託・引取時預託の費用按分が

リサイクルシステムからの出力帳票である預託状況レポートに記載された件数の実績に基づいて行われていることを確かめた。

また、JCBから送付される請求書と上記按分資料の請求額が一致していることを確かめ、さらにこの請求書と共に送付される請求明細書に記載されている数量（預託件数）及び単価が適切に按分資料に転記されていることを確かめた。

- ・ リサイクル券専用用紙作成・送付費用については、業務グループが作成した予算資料におけるリサイクル券専用用紙（新車・車検共通）の作成枚数に基づいて、年度単位に設定された按分率により費用按分が行われていた。大日本印刷から送付された2月支払い分の請求書については、平成18年度に設定された按分率、5月支払い分、8月支払い分及び11月支払い分の請求書については、平成19年度に設定された按分率に基づき費用按分が行われていることを確かめた。
- ・ 登録情報等取得費について、エクセルで作成している2月支払い分、5月支払い分、8月支払い分及び11月支払い分に係る【自動車検査登録協力会】及び【軽自動車検査協会】按分計算表を用いて、新規情報・番号変更の費用按分がリサイクルシステムから出力される登録自動車（リサイクルシステムのモニタリング台数）に基づいて算出された新規台数及び変更台数の比率で行われていることを確かめた。

また、自動車検査登録協力会及び軽自動車検査協会から送付される請求書と上記按分資料の請求額が一致していることを確かめた。

＜コンタクトセンターの管理＞

⑦ 日常の事務処理（コンタクトセンターの管理）

＜手 続＞

コンタクトセンターの下記業務について資金管理センターが管理・監督していることをサシフルについて確める。（資金管理センターがモニターし、必要に応じて指導することを含む。）

- ・ 報告内容・頻度、問題発生時の対応等の業務基準が設定されていることを確かめる。
- ・ 業務基準の遵守・実施状況が定期的に確認されていることを確かめる。
- ・ コールセンターからのエスカレーションに対する対応状況を確かめる。

＜調査結果＞

- ・ 「自動車リサイクルコンタクトセンター委託業務マニュアル」において、業務報告の頻度、問題発生時の対応についての記載があることを確かめた。
- ・ コンタクトセンターの管理・監督状況について担当者へ質問したところ、毎月1回～2回

コンタクトセンターへ往査し、進捗状況の確認と必要書類（申請書等）の管理状況の把握が行われているとの回答を得た。

- ・ 管理状況をさらに補足するためにサンプルとしてコンタクトセンターが作成した「ステータス管理表」（8月1日）を査閲することにより、適時に料金設定完了が行われていることを確かめた。
- ・ 「自動車リサイクルシステムコンタクトセンター資金管理対応Gr稼動報告」（運用委員会資料）及び「CC料金設定業務対象車両区分別処理実績（台数）」の2月、5月、8月及び11月分をレビューし、資金管理センターの担当者が、コンタクトセンターの状況を把握し、必要な改善について取り組みを行っていることを確認した。
- ・ エスカレーション対応について、11月1日～13日のコールセンターからの受付票からサンプルを抽出し、受付日から3営業日以内に回答が行われていることを確認した。

<中古車輸出の取戻し対応>

⑧ 処理状況（受付から処理済までの日数、その他）

<手 続>

- ・ 事業者からの申請が中古車輸出返還業務マニュアルに定められた所定の手続に基づき処理されていることをサンプルについて確かめる。
- ・ 中古車輸出料金の払渡がシステムから出力される払渡通知書に基づいて資金管理センターから支出されていることをサンプルについて確かめる。
- ・ 中古車輸出の預託金返還が振込期日に指定口座へ振込まれていることを確かめる。
- ・ 振込み不能な場合に再振込の処理が行われていることを確かめる。

<調査結果>

- ・ 担当者へのヒアリング及びサンプルのレビューにより、中古車輸出返還業務マニュアルに基づき、輸出返還事務センターに以下の書類が備え付けられていることを確かめた。
 - ① 返還申請書
 - ② 輸出抹消仮登録証明書（又は輸出予定届出証明書）の写し
 - ③ 輸出許可通知書
 - ④ 船荷証券又は船舶による運送契約に関する書類の写しまた、月1回程度、輸出返還事務センターへ訪問し、必要な書類の取り付け状況を確認しているとの回答を得た。
- ・ 2月、5月、8月及び11月分の「再資源化預託金等の取戻し審査結果通知書」からそれぞれ1件のサンプルを抽出し、輸出返還事務センターに上記の①～④の書類が保管されているこ

とを確認するとともに、振込明細データを閲覧することにより、所定の振込期日及び口座に振込みが行われていることを確かめた。

- 2月、5月、8月及び11月に振込不能となったものについて、振込・送金（組戻・変更）依頼書を閲覧し、再振込みの手続きが行われていることを確かめた。

⑨ 必要書類の取り付け状況（適正処理）

<手 続>

- 中古車輸出に係る事務手続きが行われているかについて資金管理センターが管理・監督していることをサンプルについて確かめる。
- 委託業務の管理状況について、輸出返還事務センターを所掌する管理者に質問し業務管理マニュアルにそって委託先の管理を行っていることを関連書類（輸出返還月次報告及び輸出返還事務センターの業務確認報告）の閲覧により確かめる。
- 委託先からの月次報告書を査閱する。
- 現地での業務確認が業務管理マニュアルにそって行われているかを報告書の査閲により確かめる。
- 上記の実施結果を管理者が確認していることを確かめる。
- 委託先からの費用請求について管理者の承認状況を確かめる。

<調査結果>

- 輸出返還事務センター業務に係る受託者である日本アイ・ビー・エム㈱からの「JARC様輸出返還事務センター月次活動報告」（2月分、5月、8月、11月分）を利用して管理・監督していることを担当者に確認した。なお、5月分の「JARC様輸出返還事務センター月次活動報告」27ページに返還処理対応合計が870,058台と記載されていたが、実際は87,058台であった。
- 業務管理マニュアルに沿って委託先を管理していることを担当者に質問するとともに、「輸出返還月次報告」「JARC様輸出返還事務センター月次活動報告」を査閲し、問題が記載されていないことを確かめた。
- 2月分、5月、8月及び11月分のサービス確認書及び受託者からの請求書を閲覧し、返還申請対応件数が「JARC様輸出返還事務センター月次活動報告」と整合していることを確認した上で、チームリーダーが承認していることを確かめた。なお、5月分の返還処理対応合計は、サービス確認書及び請求書では、正しく87,058台とされていた。

- 2月分、5月、8月及び11月分の輸出返還月次報告を閲覧し、特に問題点の記述はないこと、及び専務までの報告が行われていることを確かめた。

<預託申請代行>

⑩ 日常の事務処理

<手 続>

- リース業者・警察の保有車両に関する一括預託申請対応業務マニュアルに定める預託申請代行ルールどおり行われていることを確かめる。

<調査結果>

- 表計算ソフトのエクセルで作成している一括預託管理表から、リース業者・警察の保有車両について、2月、5月、8月及び11月入金分からサンプルを各1件抽出し、一括料金照会結果ファイルの出力帳票を閲覧することにより、リサイクル料金請求書に添付される一括料金照会結果ファイルが、リサイクルシステムからダウンロードしたデータに基づいて作成されていることを確かめた。
- リサイクル料金請求書の請求金額とリサイクルシステムの一括料金照会結果ファイル上の預託金額がそれぞれ一致していることを確かめた。このリサイクル料金請求書には資金管理センター印が押印されており、さらに、資金管理センターの部長印が押印されていることを確かめた。

次に、リサイクル料金請求書の金額と入出金明細照会結果一覧の金額が一致していることを確かめた。さらにリサイクル料金請求書の金額と一括預託管理表の請求金額がそれぞれ一致していることを確かめた。

また、一括預託申請受理ファイルの出力帳票を閲覧することにより、一括預託申請受理ファイルがリサイクルシステムからダウンロードしたデータに基づいて作成されていることを確かめた。

- リース業者に関して、リサイクル料金の返金が行われたものから1件のサンプルを抽出し、サイクル料金返金請求書に添付される一括預託申請受理ファイルがリサイクルシステムからダウンロードしたデータに基づいて作成されていることを確かめた。さらに、リサイクル料金返金請求書が作成され、また、リサイクル料金請求書上の預託金額と一括料金申請受理ファイル上の預託金額が一致していることを確かめた。さらに、返金額が返金されていることを振込明細データと照合することにより確かめた。

(3) 資金運用の調査

<再資源化預託金等の運用関連>

① 運用の基本方針の遵守

<手 続>

- ・ 資金管理業務規程 別紙「再資源化預託金等の運用の基本方針」を查閱する。

<調査結果>

- ・ 運用対象資産が、指定格付期間による格付が最上位から二番目以上の格付を付与されたものである事について平成19年9月、平成19年11月分の「リスク管理月次報告書」を查閲し、理事及び部長の押印があることを確かめた。
- ・ 運用成果の評価については、四半期に一度、資金管理業務諮問委員会において財務計画チーム作成の「再資源化預託金等の資産構成及び運用成果の評価」により報告している事を確かめた。

② 運用計画の遵守

<手 続>

- ・ 運用計画は業務処理マニュアル（再資源化預託金等の運用）に定めるルールどおり策定され、責任者の承認を受けていることを確かめる。
- ・ 運用実績を查閲し、運用期間、運用金額、債券等取得計画について運用計画への遵守状況を確かめる。
- ・ 再資源化預託金等運用計画会議（月2回）に開催され、運用可能額・債券購入予定・債券購入実績が再資源化預託金等運用計画会議で承認されていることを確かめる。

<調査結果>

- ・ 平成19年4月、7月、8月、10月、12月の各第1及び第2運用期間にかかる「再資源化預託金等運用計画会議」の資料を査閲し、運用期間及び運用可能額、債券等取得計画及び前運用期間の債券等取得実績はルールどおりに報告され、理事による承認が行われていることを確かめた。
- ・ 平成19年4月の第1及び第2運用期間について「再資源化預託金等運用計画会議」において定められた運用可能額は、6,762百万円であったが、実際の運用実績は6,809百万円であり、承認された運用可能額を超える運用がなされていた。さらに、上記事実につき再資源

化預託金等運用計画会議において報告はされているが、検討結果等は、議事録として残されていない。

- 平成19年1月から12月の「再資源化預託金等運用計画会議」のファイルをレビューし、各月第1及び第2運用期間と第3運用期間の2回を対象として開催されて、上記の事項が承認されていることを確かめた。

③ 金融機関への発注手順の遵守等の業務プロセスの検証

<手 続>

- 資金運用マニュアルを査閲する。
- 金融機関への発注業務が業務処理マニュアル（再資源化預託金等の運用）に従って行われていることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- 資金運用マニュアルを査閲した。
- 「最良執行検証」に基づき、平成19年1月17日から12月7日までの期間における運用実績から任意で21件サンプルを抽出し、引合確認書等と突合し、金融機関への発注業務が業務処理マニュアル（再資源化預託金等の運用）に従って行なわれていることを確かめた。

④ 日常の事務処理

<手 続>

- 運用の実行が、業務処理マニュアル（再資源化預託金等の運用）に規定される承認のもと、事務処理が行われているかを確かめる。
- バックオフィス業務が業務処理マニュアル（再資源化預託金等の運用（運用の実行））に定める所定の手続に従い実施されていることをサンプルについて確かめる。
 - 証券会社からの約定確認書と約定ブロッターとの照合
 - 債券取引明細表の内容チェックと管理者の承認
 - 運用指図書のTCSBへのFAXとファイルの保管状況
 - TCSBからの追加信託金受領書の入手
 - 約定システムから出力した「債券残高明細表」とTCSB作成の「信託財産運用状況報告書（決算）」の照合と管理者による承認
- リスク管理者によるリスク管理が業務処理マニュアル（再資源化預託金等の運用（リス

ク管理)) に定める所定の手続により実施されていることを確かめる。

- ・ 「リスク管理マニュアル」の検証状況の確認
- ・ 証券会社の定期的な評価の実施

<調査結果>

- ・ 資金運用グループで作成した約定プロッター、証券会社からの約定確認書及び約定システムからの出力証憑である債券取引明細書及び信託銀行への運用指図書が、ファイルに保管され、債券取引明細表及び運用指図書について部長による承認が行われていることを確かめた。
- ・ 平成19年4月から12月までの期間における運用実績から各月1件ずつサンプルを抽出し、証券会社からの約定連絡書及び約定プロッターの照合、債券取引明細書の内容チェックと管理者の承認状況の確認、TCSBへ送付された運用指図書との照合を実施することにより、バックオフィス業務が、所定の手続きに従い実施されていることを確かめた。
- ・ 月次でTCSBから追加信託金受領書を入手し、経理グループリーダーの押印がなされて保管されていることを確かめた。
- ・ 平成19年8月、10月及び平成20年1月分の「債券残高明細表」とTCSB作成の「信託財産運用状況報告書(決算)」を查閱し、両者の照合及び管理者による承認が行われていることを確かめた。
- ・ 運用対象資産の取得時には、最良執行検証を行い、購入後の格付変動に関しては、週次、ラダーの構築及び債券種別構成比率に関しては月次で検証していることを確かめた。
- ・ 証券会社の評価については、半期に一度「証券会社再評価会議」を開催し、評価及び入替の必要性を検討していることを議事録の査閲により確かめた。

(4) 資金管理法人(資金管理センター)の一般管理に係る調査

<調達規程の遵守状況>

① 調達規程の遵守状況の検証

<手 続>

- ・ 総勘定元帳から支出項目について一定金額以上の新規支出をサンプル抽出し、調達規程に従って契約が締結されていることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- ・ 資金管理料金特別会計の総勘定元帳から新規支出をサンプル抽出し、調達規則に即して契約手続がなされていることを確かめた。
- ・ 前回の指摘を踏まえ、契約書の締結を必要とする基準「物品・役務の調達における契約締結に関する部内規則（平成19年5月21日施行）」が設けられていた。しかし、サンプル2件について、当該規則に従った契約書又は注文請書が作成又は入手されていなかった。

<情報公開規程>

② 情報公開規程の遵守状況の検証

<手 続>

- ・ 情報公開規程及び遵守マニュアルを查閱する。
- ・ 情報公開が情報公開規程及び遵守マニュアルに従って行われたことをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- ・ 情報公開規程第3条に規定する公開情報が、ホームページにて公開されていることを平成19年11月13日に查閱し、確かめた。
- ・ 資金管理センター保管分「情報の公開請求に係る承認の伺い書」のサンプルについて、情報公開規則及び遵守マニュアルにしたがって手続きがなされていた。

<稟議・規程の遵守状況>

③ 稟議・決裁規程の遵守状況の検証

<手 続>

- ・ 稟議書を査閲する。
- ・ 稟議書が稟議・決裁規程に従って作成・承認されていることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- ・ 稟議書ファイルに綴られている稟議書決議番号表及び稟議書を査閲し、サンプル9件について、理事長決裁、専務理事決裁、部署長決裁に区分され、各権限で決裁されていることを確かめた。

(5) 再資源化支援部の調査

<法第106条3号及び4号業務（出えん業務及び支払）>

① 出えん業務及び計上・支払状況

<手 続>

- 離島対策支援の出えんに係る離島市町村との業務及び不法投棄等対策支援に係る地方公共団体との業務が業務マニュアルに沿って行なわれていること並びに出えん業務運営費が管理者の承認を経て支払われていることをサンプルについて確かめる。
- 離島対策支援業務の出えん金が業務マニュアル（離島対策支援事業）に定められた手続により離島市町村へ支払われていることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- 平成19年度の離島対策支援事業協力要請書及び離島対策支援事業協力予定連絡書を査閲し、離島対策支援事業について業務マニュアルに沿った業務が行われていることを確かめた。
- 出えん業務運営費（調査費）のうち、出張旅費についての支払いが所定の承認権者の承認を得て行われていることを確かめた。
- 平成19年度第一四半期、平成19年度第二四半期及び平成19年度第三四半期の離島対策支援事業協力資金出えん額について、平成19年9月7日決裁の稟議書、平成19年12月5日、平成20年3月5日決裁の稟議書にて承認をうけていることを確認した。
- 平成19年度第一四半期、平成19年度第二四半期及び平成19年度第三四半期から12件のサンプルを抽出し、離島対策支援事業協力資金出えん申請書（実施報告）、離島対策支援事業協力出えん額確定通知書及び振込明細データを査閲する事により、離島対策支援業務の出えん金が業務マニュアルに沿って定められた手続により離島市町村へ支払われていることを確かめた。
- 平成19年度の札幌市の不法投棄等対策支援事業協力要請書、不法投棄等対策支援事業協力予定連絡書及び平成19年度の奄美市の不法投棄等対策支援事業協力要請書、不法投棄等対策支援事業協力予定連絡書を査閲し、不法投棄等対策支援に係る地方公共団体との業務が業務マニュアルに沿って行なわれていることを確かめた。

(6) 情報管理部の調査

① 出えん業務及び計上・支払状況

<手 続>

- システム維持・運用費、システム改良費、コンタクトセンター運営費が当該費用の当事者で合意された負担割合に基づき、請求金額に当該負担割合を乗じて情報管理部の負担額として算出された金額で支払われていることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- システム維持・運用費、システム改良費のうち情報管理部の平成19年度の負担割合が29.94%であることを平成18年10月20日の法人間調整会議議事録で確かめるとともに、平成19年3月29日決裁の稟議書により確かめた。さらにシステムの維持・運用、改良を請け負っている業者からの請求書について3件サンプルとして抽出して当該請求書と契約書を照合して請求内容の正しさが担保されている事をシステム部長の押印により確かめた。また支払内訳より、請求書に記載されている金額が、情報管理部の負担割合(29.94%)に基づいて情報管理部に按分されていることを再計算することによって確かめた。
- 各運用法人からのコンタクトセンター運営事務局に対する平成20年1月10日、15日の返信メールで、コンタクトセンター運営費に係る各運用法人の負担割合について合意されていることを確かめた。さらに、平成19年12月分のコンタクトセンター運営費について、請求書の請求金額が、費用按分取りまとめ表に記載されている金額を再計算することにより合意された割合に基づく金額であることを確かめた。
- システム維持・運用費、システム改良費、コンタクトセンター運営費が按分され、情報管理部の負担費用として振込がされていることを確かめた。また、振込に際しては部長及びグループリーダーの承認印が押されていることを確かめた。

以 上